

税理士変更に関する主なQ&A

Q1.税理士変更の手続きは大変ですか？

A1.弊事務所はお客様に極力ご負担をお掛けしないように対応致します。

基本的に弊事務所が過年度の確定申告書、総勘定元帳等を閲覧させていただきだけで、税務署、金融機関等への届出は特に必要ございません。ただし、補助金を受領している場合等においては、審査機関等に対して事業計画の修正等を報告・申請しなければならない場合もございます。

Q2.前任税理士が認めていた会計・税務処理が否定されることはありませんか？

A2.各種税法等に準拠した会計・税務処理であれば、お客様の意思を尊重させていただいております。これまでの会計・税務処理を安易に否定することはございませんので、ご安心ください。

Q3.追加で報酬を請求されることはありませんか？

A3.年間税務報酬を決めて契約させていただいております。年間税務報酬以外に別途報酬が発生する場合(相続等)には、事前にお伝えしますので、ご安心ください。

Q4.期中で税理士を変更する場合、注意点はありますか？

A4.経過した月に対する記帳等が前任税理士によってなされ、それに対する税務報酬が発生している場合には、経過した月の会計データ(総勘定元帳)等成果物を受け取るようにしましょう。

Q5.期中で税理士を変更した場合、税務報酬はどうなりますか？

A5.前任税理士から受け取られた会計データ(総勘定元帳)等成果物を考慮した上で、税務報酬をご提示させていただきます。

Q6.税理士を変更した場合、金融機関に対する影響はございますか？

A6.成果物(確定申告書等)の質そのものに問題がなければ、特に影響はないと思います。

※上記以外のご質問がございましたら、お気軽にお問い合わせください。
